

子どもの消費者トラブルにご注意ください



小学生が消費トラブルにあってしまったという下記のような相談が増えています。解決できる場合もありますが、流失してしまった個人情報を取り戻したり、払ってしまったお金を取り戻すことができないようなケースもあります。

被害にあわないためにはどうすればいいのか、ぜひ、お子さんと話し合ってみて下さい。

課金・投げ銭



①家庭用ゲーム機を使ってゲームをさせていたら、アイテム入手のために課金していたことが分かった。課金の方法は教えていなかったの、まさか課金するとは思っていなかった。

③クレジットカードの利用明細に高額な請求があった。子どもが親のタブレットで動画投稿アプリのライブ配信で投げ銭をしていたことが分かった。

②親が昔使っていたスマホで子どもにゲームをさせていた。クレジットカードの情報が残っていたようで、知らない間に子どもがゲーム内で課金していた。

パスワードは教えていなかったが、なぜか知っていた。理由を尋ねると、親が入力していたのを見て覚えていたとのことだった。

ポイント

パスワードを教えていないから、昔のスマホだから大丈夫、という油断から被害にあってしまったという相談が多く寄せられています。ゲーム機、スマホ、タブレットの設定は事前に確認し、課金ができないようにする、また、メールやクレジットカードの明細などはこまめに確認することを心がけて下さい。使用のルールについても、お子さんと確認をお願いします。



SNS



①SNSで仲良くなった人に自撮りや本名も送ったら、拡散すると脅された。相手は同世代の子だと思っていたが実際は違った。

③ネットの占いが学校で流行り、友達と一緒に、名前、生年月日、メールアドレスを入力したところ、怪しいメールが大量に届くようになった。

②SNSに、友達と撮った写真をアップしていたら、撮影場所が特定され、知らない人からSNSで見たよと声をかけられた。

④匿名だから大丈夫、と思い、ネットに悪口を投稿したら、名誉棄損で訴えられた。

ポイント

スマホやタブレットを持たせていないから、と安心していただけるところ、友達の端末でSNSを利用していたという事例もあります。端末を持っていなくても、被害にあう危険性があることを念頭におき、ネットの良さ、怖さをお子さんに伝えていただくようお願いいたします。

Spam



弁護士



「インターネットトラブル事例集」
(総務省 HP)





消費生活センター 一人で悩まず、気軽に相談を

インターネット通販で購入した商品が届かない、スマートフォンに身に覚えのない請求があった、エステティックサロンで脱毛をしたらやけどをした等のトラブルが子どもや若者にも多く起きています。このようなトラブルに遭ったら、一人で悩まずできるだけ早く消費生活センターに相談することが大切です。消費生活センターがどのようなところかをご紹介します。



さぼーとくん

Q1 どのような内容を相談できますか？

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」などの**消費者と事業者とのトラブル**について相談できます。専門知識を持った消費生活相談員が、具体的な解決策などについてアドバイスします。ケースによっては交渉の手伝いをすることもあります。

Q2

どこに電話をすればよいですか？

局番なしの「188」におかけください。お近くの消費生活センター等につながります。



©Kurosaki Gen

Q3

料金はかかりますか？ また、秘密は守られますか？

相談は**無料**ですが、通話料金がかかります。相談の内容や個人情報など秘密は守られるので安心して相談してください。

*相談情報は、個人を特定できる情報を除いてデータ化され、統計処理を行ったうえで消費者への注意喚起や法改正の基礎資料に使われるなど、消費者被害の未然防止・拡大防止に大きな役割を果たしています。

